

# 令和 7 年度保育所入所申込みについて

佐久穂町

## 1 保育所とは

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。

## 2 佐久穂町の保育施設

| 公・私立別 | 施設名              | 所在地       | 電話      | 開所時間       | 定員             | 受け入れ年齢 |
|-------|------------------|-----------|---------|------------|----------------|--------|
| 公立    | 栄 保 育 園          | 高野町 228   | 86-2186 | 7：30～19：00 | 150 名          | 6 ヶ月児～ |
| 公立    | 海 瀬 保 育 園        | 海瀬 2543-1 | 86-2187 | 7：30～19：00 | 100 名          | 1 歳児～  |
| 公立    | 八千穂保育園           | 畑 660     | 88-2252 | 7：30～19：00 | 170 名          | 6 ヶ月児～ |
| 私立    | 認定こども園<br>ちいろばの杜 | 八郡 2893   | 78-3919 | 7：40～18：40 | 10 名<br>(保育利用) | 1 歳児～  |

## 3 教育・保育給付認定

保育施設等の利用を希望する場合には、保育の必要性について町から認定を受ける必要があります。

認定の申請は、保育所の入所申込みと同時に行います。

| 認定区分      | 認定事由                                | 利用できる施設             | 利用できる時間               |
|-----------|-------------------------------------|---------------------|-----------------------|
| 1 号<br>認定 | 満 3 歳以上で教育を希望される方、保育を必要とする事由に該当しない方 | 幼稚園<br>認定こども園(教育利用) | 教育標準時間                |
| 2 号<br>認定 | 満 3 歳以上で保育を必要とする事由に該当し、保育所の利用を希望する方 | 保育所<br>認定こども園(保育利用) | 保育標準時間<br>保育短時間       |
| 3 号<br>認定 | 満 3 歳未満で保育を必要とする事由に該当し、保育所の利用を希望する方 |                     | ※詳細は『4 保育の必要量』をご覧ください |

※新制度に移行していない幼稚園を利用する場合は、別途子育てのための施設等利用給付認定申請が必要です。

## 4 保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」の 2 区分に分類されます。

| 保育必要事由                     | 保育必要量認定区分                                                                 |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 1 就労                       | 1 ヶ月の勤務(労働)時間が 48 時間以上 120 時間未満「保育短時間」<br>1 ヶ月の勤務(労働)時間が 120 時間以上「保育標準時間」 |
| 2 妊娠・出産、5 災害復旧、<br>8 虐待・DV | 原則として「保育標準時間」<br>※ただし、申出により「保育短時間」に変更可                                    |
| 上記以外                       | 原則として「保育短時間」<br>※ただし、特別な事由がある場合には申立てにより「保育標準時間」に変更可                       |

※父母の区分が「保育標準時間」と「保育短時間」にわかれる場合は「保育短時間」が優先されます。

◆保育標準時間 → 最長 11 時間保育 ◎認定区分を超えた保育は延長保育となります。

(町立保育園 7：30～18：30 まで、ちいろばの杜 7：40～18：40 まで)

◆保育短時間 → 最長 8 時間保育 ◎認定区分を超えた保育は延長保育となります。

(町立保育園 8：00～16：00 まで、ちいろばの杜 7：40～15：40 まで)

## 5 入所申込に必要な書類

- (1)施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請兼入所申込書 様式第1号(第3条関係)  
 (2)「6 保育を必要とする事由及び添付書類」で該当する事由の添付書類(父母の分)



## 6 保育を必要とする事由及び添付書類

|    | 保育必要<br>事由 | 具体的内容                                       | 適用条件<br>(利用期間)       | 添付書類                                                                                           |
|----|------------|---------------------------------------------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 就労         | 保護者が昼間居宅外、または居宅内で労働していることを常態としていること。        | 1ヶ月の勤務時間が48時間以上あること。 | 会社等にお勤めの方<br><input type="checkbox"/> 就労証明書<br>農業・自営業の方<br><input type="checkbox"/> 就労証明書 ※(注) |
| 2  | 妊娠・出産      | 母親が妊娠中であるか、または出産後間もないこと。                    | 産前・産後各3ヶ月の計6ヶ月間。     | <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し(氏名及び出産(予定)日の記載されている頁)                                       |
| 3  | 疾病・障害      | 保護者が病気、負傷、心身に障害などがあること。                     | 疾病・障害のため保育を必要とする期間。  | 障害者手帳をお持ちの方<br><input type="checkbox"/> 手帳の写し<br>それ以外の方<br><input type="checkbox"/> 医師の診断書等    |
| 4  | 介護・看護      | 保護者が家族の介護(看護)に常時あたっていること。                   | 介護(看護)のため保育を必要とする期間。 | <input type="checkbox"/> 介護(看護)されている方の状況が確認できる書類                                               |
| 5  | 災害復旧       | 火災・風水害・地震などの災害のため、その復旧にあたっていること。            | 災害復旧のため保育を必要とする期間。   | <input type="checkbox"/> 罹災証明書                                                                 |
| 6  | 求職活動       | 保護者が求職活動(起業準備中を含む)を行っていること。                 | 入所から3ヶ月間。            | <input type="checkbox"/> 求職申立書                                                                 |
| 7  | 就学         | 保護者が学校に通っていること。(職業訓練校等における職業訓練を含む)          | 就学のため保育を必要とする期間。     | <input type="checkbox"/> 在学証明書または学生証の写し                                                        |
| 8  | 虐待・DV      | 保護者及び児童が虐待やDVを受ける恐れがあること。                   | 虐待・DVのため保育を必要とする期間。  | <input type="checkbox"/> 状況が確認できる書類                                                            |
| 9  | 育児休業       | 保護者の育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがおり継続利用が必要であること。 | 保育を必要とする期間。          | <input type="checkbox"/> 就労証明書(項目No.9 からNo.12 について証明)                                          |
| 10 | その他        | 上記1から9までに類する状態として町長が必要と認めた場合。               | 保育を必要とする期間。          | <input type="checkbox"/> 申立書及び必要に応じて保育を必要とする状況がわかる書類                                           |

※(注) 定員超過で調整が必要な場合は、上記以外に別途確認書類の提出をお願いすることがあります。

- ・保育所は上記のいずれかに該当する場合に利用できます。「下の子の育児に手がかかる」、「同年代の友達と遊ばせたい」、「集団生活に慣れさせるため」等の理由では利用することはできません。
- ・保護者が育児休業中の場合、原則として3歳未満児の利用はできません。

## 7 入所申込書の受付について

申請期限 令和 6 年 10 月 24 日（木）

### ◆紙で申請の場合

- ・受付期間：令和 6 年 10 月 18 日（金）から令和 6 年 10 月 24 日（木）※土日を除く
- ・受付時間：午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分
- ・受付場所：佐久穂町役場こども課保育園係
- ・持参するもの

希望日時を予約フォームから  
入力してください。 ➡



- ①「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請兼入所申込書」
- ②「保育の必要性を証明する書類」（※6 保育を必要とする事由及び添付書類に記載の該当する書類）
- ③保護者のマイナンバーが確認できるもの

「マイナンバーカード」又は「マイナンバー通知カード+運転免許証等の本人確認書類」

※上記の日程で都合が悪い場合はこども課保育園係へご連絡ください。（電話 0267-86-2340）

◎郵送での申し込みも可能です。（令和 6 年 10 月 24 日（木）必着）※①から③の書類をご提出ください。

【送付先】〒384-0697 長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町 569 佐久穂町教育委員会 こども課 保育園係 宛て

### ◆オンライン申請の場合（デジタル庁が提供するマイナポータル「びったりサービス」からの申請）

- ・受付期間：令和 6 年 10 月 1 日（火）から令和 6 年 10 月 24 日（木）

※オンライン申請には、申込者のマイナンバーカード、マイナンバーカード読み取りのための IC カードリーダーまたはマイナポータルアプリがインストールされているスマートフォンが必要となります。ホームページに留意事項を掲載していますので、申請前に必ずご確認をお願いします。

### ◆認定こども園ちいろばの杜への入所を希望される方へ

保育認定の入所申請については上記の日程で行います。入所希望者は事前に認定こども園ちいろばの杜へお問い合わせの上、お申込みください。（ちいろばの杜ホームページ：chiirabayachiho.wixsite.com）

## 8 令和 7 年 4 月以降に入所を予定している方

令和 7 年度中（令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月末まで）に途中入園を予定している場合も、必ず上記の日程で申請してください。

#### 【例】

- ・育児休業等の期間が決まっており、年度途中で復職予定の方
- ・これから出産予定で、出産前後で保育園の入所を希望される方
- ・求職活動や就労を予定されている方 など

## 9 広域入所について（オンライン申請不可）

保護者の勤務等の事情により、町内の保育所への通所が困難であり他市町村の保育所へ入所を希望される場合は、こども課保育園係へ直接ご相談ください。

※10 月 24 日（木）までにこども課保育園係へ申請してください。

## 10 入所仮申込みについて（オンライン申請不可）

佐久穂町に転入予定で、令和 7 年 4 月以降に保育所への入所を希望される方は、公立保育園のみ入所仮申込書の提出を受け付けております。役場こども課保育園係へご提出ください。（郵送可）

※仮入所をキャンセルされる場合は、必ずこども課保育園係までご連絡ください。（電話 0267-86-2340）

## 11 入所決定について

上記の受付期間内に申請された方から入所調整を行います。ただし、各園の入所予定数を上回った場合は希望に添えないことがありますのでご承知ください。

「教育・保育給付認定及び保育利用決定」については、令和 7 年 2 月上旬頃までに通知します。

## 12 保育料

保育料は 3 歳以上児については全額無料となります。3 歳未満児については 4～8 月分については令和 6 年度、9～3 月分については令和 7 年度の市町村民税額により決定します。市町村民税額の算定に当たっては、児童の保護者及び配偶者それぞれの課税額の合計で判定を行いますが、当該者以外の同居祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、その方の課税額も含め判定を行います。

## 13 入所説明会の日程

町立保育園については、下記の日程で入所説明会を行いますのでご出席ください。日程の詳細につきましては入所決定後にご案内いたします。

| 施設名    | 日程                 | 施設名    | 日程                 |
|--------|--------------------|--------|--------------------|
| 栄保育園   | 令和 7 年 2 月 20 日（木） | 海瀬保育園  | 令和 7 年 2 月 18 日（火） |
| 八千穂保育園 | 令和 7 年 2 月 17 日（月） | ちいろばの杜 | 施設から入所者へ直接ご案内します   |

## 14 転出・キャンセル・変更について

申込み内容に変更やキャンセルが生じた際は、速やかにこども課保育園係へご連絡ください。

申込書提出後に佐久穂町より転出された方は、申込みをキャンセルしたとみなします。

<お問い合わせ>

教育委員会こども課保育園係または各保育所 TEL0267-86-2340